平成２３年（フ）第８３号
相模原市中央区弥栄１丁目18番３号　ＧＲＡＣＥ　ＲＵＭＩ202
破産者　岩崎　達也
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５１号
愛知県尾張旭市平子町長池上6436番地５
破産者　田中　靖生
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１０３号
名古屋市瑞穂区石田町１丁目20番地の１　シェリールエヴァン204号
破産者　鈴木　　信
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５５１号
名古屋市熱田区一番２丁目51番４号
破産者　森　喜代仁
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１１９号
京都市伏見区石田西ノ坪１　醍醐石田団地７棟304号、前住所京都市下京区仏光寺通新町西入菅大臣町180番地の３
破産者　染と織さわだこと　澤田　信一
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
長崎県長崎市上銭座町２番22―302号、旧住所長崎県長崎市岩川町15番20―802号
破産者　田島二二男
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８９８号
鹿児島県鹿児島市吉野町3424番地　エスポワールＢ303号
破産者　福永　理惠
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３８号
北海道沙流郡日高町字厚賀町81番地の１
破産者　互野　幸治
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
北海道稚内市港４丁目１番３号
破産者　佐藤　雅樹
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９号
秋田県横手市八幡字石町274番地　ヴィラージュサガＡ―25号室、開始決定時の住所岩手県和賀郡西和賀町湯本30地割49番地５
破産者　佐々木宏行
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３７２号
盛岡市西仙北１―41―10　ＪＲ仙北寮1407、住民票上の住所青森市大字大野字前田65番地24
破産者　織田　英樹
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５号
神奈川県相模原市南区東大沼１丁目６番９号　アクティ古淵Ａ室、開始決定時の住所横浜市青葉区荏子田３丁目20番地９
破産者　岩見　眞人
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８９号
金沢市玉鉾町甲44番地　第二玉川荘・２号、開始決定時の住所金沢市玉鉾３丁目118番地
破産者　玉井　好明
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２１９号
愛媛県松山市土居田町544番地　サーパス土居田東205号
破産者　上市　剛司
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４２号
愛媛県東温市田窪766番地３
破産者　木村千佳代
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７９号
宮崎県児湯郡新富町大字新田5712番地
破産者　芳野　博年
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２７０５号
札幌市中央区南２条西25丁目２番29号　幸栄ハイツ101号、開始決定時の住所札幌市中央区伏見１丁目２番25―105号
破産者　津原　美和
１　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
２　一般調査期日　平成24年４月20日午前11時30分
平成24年２月29日
札幌地方裁判所民事第４部